

町会自治会等新任会長及び役員 研 修 会

令和元年6月15日（土）



八王子市町会自治会連合会

〒193-0832 八王子市散田町2-37-1
教育センター内
TEL / FAX 042-673-4680
E-mail:chojiren@chojiren-hachioji.jp

八王子市市民活動推進部協働推進課

〒192-8501 八王子市元本郷町3-24-1
TEL 042-620-7401 FAX042-626-0253
Email:b050700@city.hachioji.tokyo.jp

令和元年度 町会自治会等新任会長及び役員研修会

次 第

司会進行 町自連 組織部副部長(監事) 成瀬 義雄(中央地区)

1. 開会 町自連 組織部副部長(監事) 成瀬 義雄(中央地区)

2. 挨拶 八王子市町会自治会連合会
副会長・会長代行 小室 崇司(中部地区)
八王子市長 石森 孝志

3. 研修

第1部 14:10~14:50

「町会自治会の運営等について」

講師：町自連 組織部長(副会長) 佐戸 博(浅川地区)
町自連 事務局次長 富貴澤繁幸

講義(1) ・町会自治会の運営

講義(2) ・町会自治会と地区連合会との関係
・町会自治会連合会の役割と活動
・町自連組織及び事業の説明

質疑応答

～ 休憩 ～ (10分)

第2部 15:00~16:30

「町会活動に関連する主な行政窓口について」

八王子市の担当所管等からの説明

- ・市民活動推進部 協働推進課
- ・生活安全部 防犯課
- ・生活安全部 防災課
- ・資源循環部 ごみ減量対策課
- ・道路交通部 路政課・補修センター
- ・まちなみ整備部 公園課
- ・福祉部 高齢者いきいき課
- ・福祉部 福祉政策課
- ・福祉部 高齢者福祉課
- ・八王子市社会福祉協議会

4. 閉会 町自連 組織部副部長(監事) 成瀬 義雄(中央地区)

町会自治会の目的と役割

☆ 町会・自治会とは、より住みよい地域づくりのため、ふれあい活動や安全・安心のための取り組みなどを行っている地域住民により組織された団体です。

★住民のための親睦と住民参加の場づくり；

- ① 各地域内で起きた種々の課題や問題を集約し、解決を図りながら、住民相互の親睦や絆を深めることを目的とする。
- ② 運営は、住民代表の役員が自主的に行い、地域の安心・安全、福利厚生や高齢化対策、お祭りなどの行事を中心としたレクリエーションを実施し、安全で安心して暮らせるまちづくり、回覧板や掲示板を媒体とした、正しい情報の共有化などの業務を実行する。
- ③ 会員の意見や提案に耳を傾け問題解決に努める。



★行政と住民とを繋ぐパイプ役として役割を果たす；

- ① 行政情報の速やかな伝達のため、行政より依頼のポスターや回覧物、その他の町会の媒体を通して、住民に正しい情報伝達の役割を果たす。
- ② 行政サービスの代行や補完の役割を果たす。

例えば防犯・街灯の維持管理や道路の補修等の協力を会員に要請を行う。

町会・自治会が担う公共的活動(行政補完)

- 街路灯・防犯灯の維持管理
- 会員への情報伝達（行政発行のポスター・回覧物）
- 防災・防犯・交通安全への参加と組織づくり
- 行政組織への参加協力（自主防災隊・防犯リーダー養成・民生児童委員・リサイクル委員・青少対及びその他の委員会）
- 社会福祉協議会会員募集



町会・自治会と地区連合会との関係

☆ 地区連合会は、地域の町会・自治会・管理組合による連合組織で、町自連は市内23の地区連合会により、構成されています。役割としては、町会間の連携を図るとともに地域での諸団体との良好な関係づくりを行うなど地域でのとりまとめ役を担っています。

また、連合会長は、町自連常任理事として常任理事会に出席し、行政情報等を得るとともに、懸案事項の検討に参画し、それらの情報を地域町会へ持ち帰り報告を行っています。

★地区連合会（会長）の役割と主な活動:

- ① 町自連定例常任理事会に出席し、地域町会の情報を報告する。
- ② 地区連合会定例会を開催し、各町会内の行事予定、又は問題や提案をまとめて、次回町自連常任理事会に提議する。
- ③ 総会を開催し、当該年度の事業報告と会計報告と次年度計画を提議する。
- ④ 地区連合会長は、地域の諸団体や関係機関との良好な関係の維持を図る。
- ⑤ 町自連の事業参加及び動員要請に、各地区町会に協力参加を要請する。
例：行政主催研修会や講演会、町自連総会、新任役員研修会、新年会等。
- ⑥ 地区連合会長は町自連の運営に常任理事として携わる。

最近の各町会自治会共通の課題

- 1) 地域の高齢化社会への対応と対策
- 2) 役員の後継候補者及び立候補者不足と選出問題
- 3) 会員未加入住民の加入促進問題の対応
- 4) 行政との協働と情報収集（何をどの課に行けば？）



町自連の役割と活動

- ☆ 「八王子町会自治会連合会」は、八王子市民の代表組織として、行政機関や関係諸団体へ「市民の声」を届けると同時に、入手した情報を市民に提供して利便性の向上を図る活動を展開し、各単位町会の自主性を尊重し、地区連合会の活動を基本に地区相互の情報交換や意見交換等を進める中で、お互いに親睦を深める活動を展開する任意の連合組織です。

★目的とテーマ；

- ◎ 地区連合会相互の親睦を深め諸問題を協議し、地域の発展に寄与する。
 - ◎ 『向こう三軒両隣』精神の復活による、強固な協力体制を確立する。
 - ◎ 町自連は八王子市内の、町会・自治会・管理組合を代表する組織として、個々の団体では解決しにくい諸課題を、行政に対し主張し、活かして貰う提案を実施する。
- また、多摩地区の都町連会員として、多摩地区のリーダーの役割を果たしていく。

★事業と業務

- ① 三役会及び常任理事会を定期的に（月一回）開催し、地区連合会提案の提案事項を把握し、目的達成の為行政と協働して解決を図り、地区連合会にフィードバックし、会員満足度の向上を図る。
- ② 常任理事会に行政及び関係を参加依頼し、地区連合会との情報の共有化と即効性を求める。
- ③ 各種助成金の申請をサポートし、利用団体の増加を目指す。
- ④ 市民の代表として、行政の円滑な施策実行補助のため、町自連役員を行政の主導する各種委員会、及び検討会等へ委員を派遣し、政策への提言や要望そして行政執行に協力する。
- ⑤ 行政事業の速やかな執行の為の協力を、地区連合会に依頼する。

八王子市町会自治会連合会

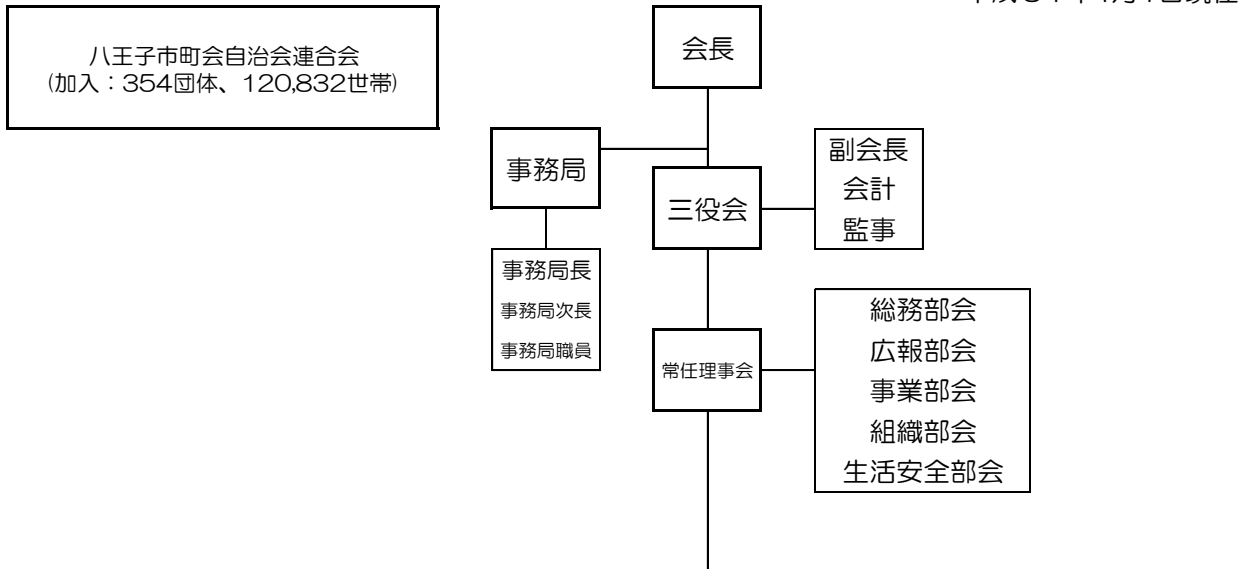
■ 八王子市町会自治会連合会（町自連）とは

八王子市町会自治会連合会は、市内の町会・自治会で構成される連合組織です。
 地域住民と、行政や関係諸団体とのパイプ役として、より良いまちづくりに向けた活動を行っています。
 また、各町会・自治会の相談に応える相談事業や各種研修会を開催し、町会・自治会相互の情報交換や交流など、地域の連携強化にも取り組んでいます。

■ 組織

町自連では、市内23の地域に地区連合会を設けています。
 各地区連合会の代表者が集まる常任理事会を毎月1回開催しており、運営に必要な事項等の審議を行うなど、組織運営上重要な役割を担っています。
 また、毎年5月に行われる総会で、町自連の事業計画や予算は決まります。
 「東京都町会連合会」「全国自治会連合会」にも加盟し、全国的な町会・自治会間の連携を進めています。

平成31年4月1日現在



常任理事会（23地区連合会）																						
中部	東部	元横	東南部	中央部	南部	西部第一	西部第二	西部第三	本町	中央	東北部	浅川	由木	鎌水尾根	横山南	横山北	元八	恩方	川口	加住	由井	北野
7	10	6	6	2	11	7	6	8	3	21	14	23	19	5	28	45	28	30	15	14	24	22

(数字は加入町会数)

■ 主な事業

○相談事業

町会・自治会役員などからの地域の課題に関する相談を受けています。

- ◆受付日 月曜日～金曜日（祝・休日、年末年始等を除く）
- ◆受付時間 午前9時～正午、午後1時～4時
- ◆住所 八王子市散田町2-37-1 教育センター内
- ◆電話・FAX 042-673-4680
- ◆アドレス chojiren@chojiren-hachioji.jp



町自連へのアクセス



○新任町会・自治会長役員研修

町自連では、新任町会・自治会長及び役員を対象とした研修会を市と連携して開催しています。

研修会では、町自連役員から、町会と連合会の役割説明、先進的な活動に取り組んでいる町会からの活動事例の紹介、行政から町会に関係する事業の具体的な説明等を行っています。

この研修では、町自連の役割、必要性等を伝えることで、八王子市の町会・自治会の活性化につなげていき、明るくて住みよいまちづくりを目指しています。

○自治会活動賠償責任保険

町会・自治会活動への参加中に発生する事故に対して、補償する保険です。

町自連として団体加入しており、町自連に加入している各町会は団体割引を受けることができます。



○町自連研修会

日常の町会・自治会活動に役立つ知識を習得し、地域課題（防災・防犯等）の解決につなげることを目的に、毎年2月に町会長を始め役員等を対象とした研修会を開催しています。

○東京都による「地域の底力発展事業助成」

地域活動の担い手である町会・自治会が行う地域の課題を解決するための取り組み、「地域力」の向上を図る事業に対して、東京都が助成を行うものです。

町自連では、助成金の申請に関する相談を行っています。

○広報事業

①町自連だよりの発行

年4回の発行で、部数12万5千部。
町自連の活動報告や市政情報、地域情報を掲載しています。

②ホームページ町自連

アドレス <http://www.chojiren-hachioji.jp/>
町自連の運営や地区連合会の活動などを紹介しています。

第42号
2019年4月15日

町自連だより

もっと知りたい私のまち 西の部第三地区特集
いつかNHK大河ドラマに!?
全国の歴史好き注目エリア

『西の部』のエリアは、「歴史の設計図」のたどりかた、千代田区、中央区、港区、目黒区、世田谷区、渋谷区、東京都が誇る「三軒三軒」の歴史と、甲斐谷信玄、徳川家康にまつれた「天久庵信玄」です。徳川、久庵の歴史を受け、現存の八王子市や町会、町の歴史にもつながる。

今回のエリアは、「歴史の設計図」のたどりかた、千代田区、中央区、港区、目黒区、世田谷区、渋谷区、東京都が誇る「三軒三軒」の歴史と、甲斐谷信玄、徳川家康にまつれた「天久庵信玄」です。徳川、久庵の歴史を受け、現存の八王子市や町会、町の歴史にもつながる。

『西の部』のエリアは、「歴史の設計図」のたどりかた、千代田区、中央区、港区、目黒区、世田谷区、渋谷区、東京都が誇る「三軒三軒」の歴史と、甲斐谷信玄、徳川家康にまつれた「天久庵信玄」です。徳川、久庵の歴史を受け、現存の八王子市や町会、町の歴史にもつながる。

町自連 | 八王子 | 八王子町自連 | 八王子市町会自治会連合会

1/3 ページ

八王子市町会自治会連合会(略称:町自連)
TEL/FAX 042-673-4680

町自連が保険的救済となる団体契約

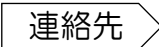
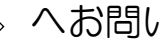
自治会活動賠償責任保険募集

町自連では、自治会・町会・自治会の活動における災害の発生など、様々なリスクに備えるべく、内閣府所管 自治会連合会に加入し、全国で最も高い賠償額を保険として提供しています。この保険は、団体加入契約により保険料が2割となり、これが、個人加入に比べて約半額です。このように、町自連は、自治会連合会に加入するより少ない保険料で、最も高い賠償額を保障しています。ぜひ、この機会にご加入をご検討ください。

申込、保険料の申請
令和元年6月19日(水) 正午まで
詳しくはここにアクセスしてください。

令和元年 町会・自治会等賠償責任保険加入率 令和元年 5

町会・自治会への主な支援

以下は、町会・自治会に対して行っている支援事業等です。
ご不明な点等ありましたら、 連絡先  へお問い合わせください。

協働推進課

市役所7階
TEL：620-7401

①事務交付金

市からのお知らせなどの回覧、各種募金・調査事務や市との連携に関する事務などに対して、その費用の一部として、補助金を交付しています。

≪補助金額（年額）≫

均等割（10,000円）+世帯割（250円×加入世帯数）

※「加入世帯数」とは、会費を収めている世帯など、『会員として認めている世帯の総数』のことをいいます。毎年5月1日の加入世帯数を基準としています。

○活動報告書の提出

交付金が交付された団体は、事業年度終了後に活動報告書を提出していただきます。「活動報告書」の書類は、年度末に送付いたします。

②集会施設改修補助金

町会・自治会の集会施設の改修に、補助金を交付しています。
補助対象は、新築（買い取り）・増改築・改修となります。
前年度に計画書を提出していただき、提出の翌年度が実施時期となります。

≪補助金額等≫

- 新築（買い取り） 事業費の1/2
（世帯数に応じた補助限度額があります。381万6千円～950万4千円）
- 増改築 事業費の1/2（補助限度額 288万円）
- 改修 事業費の1/2（補助限度額 200万円）

※新築（買い取り）の場合は過去10年以内、増改築・改修の場合は過去3年以内に交付を受けた補助金額を補助限度額から控除した額が限度額となります。

③公衆街路灯

町会・自治会が管理する公衆街路灯の維持管理費(電気料金等)や設置工事費に対して、予算の範囲内で補助金を交付しています。

補助対象となる公衆街路灯は、次のとおりです。

- 日没時から翌朝日の出時まで引き続き点灯されるもの。
- 公道又は公道に準ずる道路を照明するもの。
- 既設街路灯との距離が25m以上あること。
- 個人又は特定商店等の宣伝、その他の利益に供されるものではないもの。

など

(1) 維持管理費

≪補助金額等≫

電気料金(年額)+管理費(700円/灯)

(2) 設置工事費

≪補助金額等≫

1本当たりの設置費用に、補助率(LED型は2/3、蛍光灯・高照度型は1/2)を乗じた額を補助金額とします。ただし補助金額は、次に掲げる額を限度とします。



	共架柱灯 (灯具のみ設置)	独立柱灯 (灯具・ポールを設置)
蛍光灯	15,000円	25,000円
高照度	17,000円	27,000円
LED型	28,000円	40,000円
水銀灯からLEDへのランプ交換	水銀灯本体の交換をせず、消費電力の大きい水銀灯からLED球へのランプ交換をするもの。 補助限度額は26,000円。	

町会・自治会活動の発信

◎協働推進課では、町会・自治会の情報を発信しています。

現在、町会・自治会のイベント情報を集約し、市のホームページにて公開しています。イベント以外にも、先進的な活動をしている場合には、随時協働推進課までお知らせください！

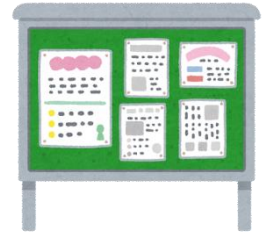


④掲示板設置事業補助金

地域住民のコミュニティ活動の活性化に寄与することを目的として、町会・自治会で設置・管理している掲示板の工事費用の一部を市の予算の範囲内で補助をします。

《補助対象》

- ・新たに掲示板を設置するもの（新設）
- ・既存の掲示板を原状回復するもの（修繕）
- ・既設の掲示板をほかの場所に移動して設置するもの（移設）



《補助金額》

1 団体につき4万円を上限に交付しています。

1 基あたりの費用が補助基本額に満たない場合は、その額に10/10を乗じた額を補助金額とします（千円未満切り捨て）。

※本補助金は8月末までに申請いただいたものが対象です（消印有効）。

※申請団体が予算の範囲を超えた場合は、厳正に抽選を行い、補助対象団体を決定します。

⑤町会・自治会設備整備支援補助金

会議机や椅子、ホワイトボードなどの町会・自治会活動に必要な備品の整備を支援します。

前年度に要望書を提出していただき、選考を行い、翌年度に決定した団体に通知します。本補助金の受付事務は令和元年度より八王子市町会自治会連合会から協働推進課に変更となりました。

《補助金額等》

1 団体20万円を上限に、備品を現物支給します。

※本補助金は、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業を活用し、実施しています。

⑥地区交流事業補助金

地区連合会の活性化と活動の地域差を解消することを目的とした補助金です。受付は町自連になります。

《補助対象》

地区連合会で行うスポーツ交流や、防災訓練、お祭りや、先進地への視察など。

《補助金額》

1 地区連合会につき10万円を限度に交付しています。

町会・自治会加入促進活動

◎協働推進課では、町会・自治会の加入促進活動を支援しています。

①近年、町会・自治会への加入率は、年々低下しています。

そこで町自連と市が協働で加入促進活動のためのハンドブックを作成しました。このハンドブックでは、地域住民に加入を呼びかける際の基本的な方法や呼びかけの実践例を紹介しています。

②加入促進を啓発するためののぼり旗やポスターの貸し出し、チラシの提供を行っています。チラシはデータでの提供も可能ですので、町会の実情に合わせて編集も可能です。



東京都による
地域の底力発展事業助成

協働推進課（市役所7階）
TEL：620-7401

地域活動の担い手である町会・自治会が行う地域の課題を解決するための取り組み、「地域力」の向上を図る事業に対して、東京都が助成を行うものです。

≪補助限度額≫

地区連は100万円、単一の町会・自治会は20万円です。

（補助率は助成対象経費の10/10 助成を受けたことのある団体は1/2）

※平成27年度より複数の町会・自治会の共同事業や、他の地域団体（NPOや消防団等）との連携事業に対する、新区分が設けられました。協働推進課窓口にてガイドラインを配布しております。積極的にご活用ください。

【担当所管】

東京都（生活文化局 都民生活部 地域活動推進課 地域活動支援担当）

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1

（電話相談窓口）03-5388-3166 （FAX）03-5388-1331

【防犯活動支援】

町会・自治会などが行う地域の防犯活動の支援を行っています。活動を始める際には、防犯課までご相談ください。

≪防犯パトロール活動の支援≫

- パトロール用品の貸与（反射帯ベスト・自転車用プレート・合図灯・拍子木など）
- ボランティア保険への加入
- 地域防犯リーダー養成講習会の開催

≪防犯カメラ設置経費補助≫

- 1団体あたり2台まで
- 1台あたりの補助限度額38万6千円（補助率12分の11）
※ただし、防犯カメラ専用のポールを設置する場合は、1台あたりの補助限度額55万円）

【自主防災組織】

災害発生時はもちろんのこと、日頃から地域の皆さんと一緒に防災活動に取り組むための組織です。

自主防災組織の活動は地域に密着したものであるため、町会・自治会・管理組合などが行うコミュニティ活動の一環として誰でも参加できるような体制にしましょう。地域の各種団体やグループと協力して結成すると効果的です。

自主防災組織を結成する際には防災課までご相談ください。

≪活動の支援≫

自主防災組織が防災訓練や講習会などを行う際に、八王子市消防団に所属する専門の指導員が訓練等の企画から準備、実施に関して組織の助言を行う支援制度があります。

≪防災資器材の助成≫

○新規結成時の助成

団体旗1旗、腕章16枚のほか、組織内世帯規模により、23万円～50万円相当の防災資器材を希望により助成します。

○隔年度の助成

組織内の世帯数と毎年の訓練実績により、隔年で8万円、10万円、12万円、14万円、16万円相当の防災資器材を希望により助成します。



【資源集団回収】

だれでもできるごみの減量とリサイクルの効果的な方法が資源集団回収です。すでに地域の町会・子供会・婦人会・集合住宅の管理組合など約400の団体が行っています。

《補助金交付条件》

- 資源集団回収実施団体として登録していること。
- 年度中（4月～翌3月）3回以上、回収を実施していること。
- 家庭から排出される資源物を自主的に回収していること。
- 営利を目的としないこと。

《対象品目》

- ・紙類〔新聞紙、雑誌、ダンボール、牛乳パック〕
- ・布類
- ・びん類〔生きびん、雑びん〕
- ・金属類〔スチール缶、アルミ缶、金属くず〕

※各品目、それぞれ1キログラムあたりの単価が設定されています。



【行事ごみの処理】

「お祭りや運動会など町会・自治会主催行事の際に飲食等で発生したごみ・資源物は、以下のとおりに処理してください。なお、粗大ごみや行事以外で発生するごみについては、家庭に準じた方法で処理してください。」

1. 清掃工場へ持ち込む場合

家庭のごみ・資源物と同様に分別して、戸吹クリーンセンターにお持ちください。お持ち時に減免申請書の提出が必要ですので、事前に戸吹クリーンセンター（TEL：692-5389）へご連絡ください。持込手数料はかかりません。

※多摩ニュータウン地域の町会・自治会は、多摩清掃工場にもお持ちいただけますので、事前に南大沢清掃事業所（TEL：674-0551）へご連絡ください。

2. 市の収集を希望する場合

家庭のごみ・資源物と同様に分別して、可燃・不燃ごみは家庭用指定収集袋で、資源物は透明・半透明の袋で排出してください。

※ボランティア袋は使用できません。

【出す場所について】

少量の場合

自宅に持ち帰り、各品目の収集日に家庭ごみを出している場所に出してください。

大量の場合

お住まいの地域の清掃事業所へ事前に連絡して、排出量・排出場所をお知らせください。

路政課

市役所6階
TEL：620-7273

【道路アドプト制度】

町会・自治会・市民グループ・学校・企業などで、5人以上の団体から参加が可能です。期間は最低1年以上とし、3年以上続ける場合は更新することになります。活動を始める際には、路政課までご相談ください。

≪活動の支援≫ ※活動内容は、事前に協議して決めます。

- 剪定用具・刈り込み用具・清掃用具・除雪用具の貸し出し
- 塩化カルシウムの支給
- ボランティア保険への加入
- 道路アドプト制度の看板（サイン）の設置

補修センター

中野上町四丁目10-15
TEL：625-3526

【市道・道路照明灯】

道路照明灯が点灯していない、歩道が凍結しているなど、市道の維持・補修については、補修センターへご相談ください。



※除雪作業への補助金

平成26年の雪害を受け、雪かきを地元業者に依頼した時の補助金も開始いたします。以下のすべてを満たすとき、1回に1万5千円まで、業者の燃料代・事務作業代として支給します。

道路照明灯にはプレート又はシールで、八王子市のマークがついています。外れてしまっている事例も散見されますので、お気づきの際には、市までお問い合わせください。

- 市道、道路管理者の承諾を得ている国道・都道の除雪もの。
- 事業者などが行う公道走行が可能な重機、または手押し式の除雪機によるもの。
- 積雪量がおおむね10センチ以上の降雪に伴うもの。

公園課

市役所5階
TEL：620-7269

【公園アドプト制度】

市と市民の皆さんが協働事業として公園の維持活動をしてもらう制度です。5名以上で構成された団体から参加可能です。期間は3年間を基準とし、更新が可能です。活動を始める際には、公園課までお問い合わせください。

《活動の支援》

- 清掃用具等が不足している場合の支給
- 活動中に身に付ける腕章などの貸与
- ボランティア保険への加入
- 活動を顕彰する看板（サイン）の設置
- ごみ等の処理



高齢者いきいき課

市役所1階
TEL：620-7243

【シニアクラブへの支援】

市は、会員数や活動内容など一定の基準を備えているクラブに、運営費や備品購入費などの助成をしています。詳しくは高齢者いきいき課までご相談ください。また、シニアクラブを新設する際は、事前にお問い合わせください。



介護サービス事業所の 運営推進会議等について

高齢者いきいき課（市役所1階）
TEL：620-7452

○運営推進会議、介護・医療連携推進会議とは

介護サービス事業のうち、地域住民のみが利用できる「地域密着型サービス」においては、サービスの質の向上や運営の透明性確保のため、利用者やその家族、地域住民代表者、市職員又は高齢者あんしん相談センター職員により構成される運営推進会議（一部のサービスでは介護・医療連携推進会議と呼ばれる）を定期的を開催することが義務付けられています。この会議では事業所がサービスの提供状況を報告し、それに対し出席者から意見や要望を述べることで地域に開かれた介護サービスの実現を図ります。

○構成員について

運営推進会議等の構成員のうち、地域住民代表者については、町会・自治会の役員や、民生・児童委員、シニアクラブ等の関係者が想定されています。町会・自治会役員の皆様については、介護サービス事業所から会議委員への就任依頼や出席依頼などが寄せられることがあると思われまますので、その折は何卒ご協力をお願い致します。

○会議の開催状況

対象事業所は令和元年5月1日現在で市内に159事業所あり、これら全体で年間490回の会議が開催されます。

サービス名	内容	事業所数	開催頻度	年間回数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	ヘルパーが1日に複数回の定期訪問と、必要に応じ随時訪問を行う	4	2回/年	8回
地域密着型通所介護	利用定員18人以下の小規模なデイサービス	93	2回/年	186回
認知症対応型通所介護	認知症高齢者を対象とするデイサービス	19	2回/年	38回
小規模多機能型居宅介護	1つの事業所で、通い（デイサービス）、訪問、宿泊の3つのサービスを柔軟に提供する	16	6回/年	96回
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	認知症である高齢者が家庭的な雰囲気の中で共同生活し、日常生活上の世話を受ける	22	6回/年	132回
地域密着型介護老人福祉施設	定員29名以下の特別養護老人ホーム	3	6回/年	18回
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能に訪問看護の機能を追加したもの	2	6回/年	12回

災害時に避難の手助けが必要な方を 地域で支えるしくみ

(「避難行動要支援者」への支援)

福祉政策課(市役所1階)
TEL:620-7454

地域には、ひとり暮らしの高齢者や、障がいを持たれている方など、災害時に「一人では避難できない方」「一人での避難に不安のある方」などがいらっしゃいます。

そのような方々を「避難行動要支援者」といいますが、市では、災害時に「避難行動要支援者」を地域で支える「共助」のしくみとして、地域で「地域支援組織」を立ち上げることを呼びかけています。



◆「地域支援組織」を立ち上げるには？

まず地域として「避難行動要支援者」への支援の重要性・必要性を感じ、その機運を高めることが重要です。そして、町会・自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、老人クラブなど、その地域の関係する団体の総意で、立ち上げていただきます。

なお、すでに町会・自治会等が主導となり、「地域支援組織」のような組織が存在している地域があれば、市にご連絡下さい。



◆「地域支援組織」は何を行うの？

以下の内容を「地域支援組織」の管理のもとで行っていただきます。

- ① 地域にどれくらい「支援を希望する避難行動要支援者」(以下「支援希望者」)がいるのか把握し、名簿を作成します(※1)。
- ② 名簿に登録している「支援希望者」に対し、日常的に声がけをしたり、いざというときに駆けつけ、安否確認から必要に応じ避難所までの避難誘導などを行える「支援者」を決定します。
- ③ 「支援者」による「支援希望者」への支援方法を「個別計画」としてまとめます(※2)。

(※1)市と「覚書」を交わした「地域支援組織」には、市が名簿作成にご協力することができます。

(※2)災害時は「支援者」が被害に遭われることもあります。よって、「個別計画」を作成したからといって、「支援希望者」が必ず支援を受けられるとは限りません。また、「支援者」が責任を負うものでもありません。



命を守ろう。 AEDをご利用ください。

無料で貸し出します。

AED（自動体外式除細動器）とは…

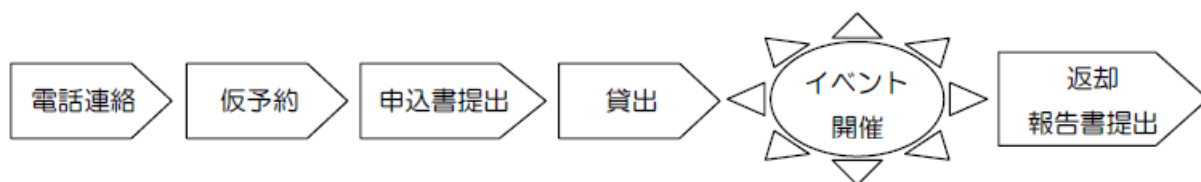


小児用パッドも
付いています

一般市民の方も使える医療機器で、心肺停止状態に陥った方の救急救命活動において有効性が期待されています。

そこで市では、市民の皆さんがイベントなどを開催する際に利用できる貸出用 AED を用意しています。

- ◎対象 市内で開催され、市民を含む複数の方が参加するイベントで、これを主催する団体（町会・子供会主催の運動会、キャンプ、お祭りなど）
- ◎要件 医師などの医療従事者か、消防署などによる AED を使用した救命講習等*を修了している方が参加していること
- ◎貸出期間 最長 7 日
- ◎費用 無料
- ◎貸出場所 市役所本庁舎(3 台)、八王子駅南口総合事務所(2 台)
- ◎申し込み 電話連絡の上、貸出申込書(裏面)をご希望の貸出場所に提出してください(持参、郵送、fax、E-mail 可)



【貸出についてのお問い合わせ】

八王子市福祉部福祉政策課（本庁舎 1 階 25 番窓口）
八王子市元本郷町三丁目 24 番 1 号 電話 042-620-7454 Fax 042-628-2477
E-mail b440100@city.hachioji.tokyo.jp

*救命講習については、八王子消防署 救急係へ 電話 042-625-0119(代表)

大切なことは、目の前に倒れている人を救うために「自分ができることを行う」ことです。緊急の事態に遭遇したときに適切な応急手当ができるように、日ごろから応急手当を学び、身につけておきましょう。

【高齢者あんしん相談センター】

高齢者の方が、いつまでも住みなれた地域で生活できるよう支援するための拠点です。介護に関する悩みや心配ごとのほか、健康や福祉、医療に関するさまざまな支援を行うため、専門職員がご相談をお受けしています。

名称	電話番号	名称	電話番号	名称	電話番号
旭町	648-8331	長沼	648-4340	子安	649-6020
高尾	668-2288	川口	654-5475	もとはち南	673-6241
左入	692-3211	元八王子	652-1134	寺田	673-6425
中野	620-0860	片倉	632-6331	大横	634-8666
南大沢	678-1880	堀之内	679-1114	恩方	659-0314
めじろ	669-3070	長房	629-2530	由木東	689-6070

令和元年6月1日現在 市内18箇所

(お住まいの地域により、担当する高齢者あんしん相談センターが異なります。)

【住民主体による訪問型サービス事業補助金】

地域で暮らす高齢者（要支援認定を受けた方を含む）の日常生活における様々な困りごとに対し、軽度な生活援助を提供いただける住民主体の団体を募集しています。

対象となる生活援助の活動とは・・・

掃除や洗濯、買い物、ゴミ出し、庭の掃除、電球交換、家具や電気機器の修理等、住民ボランティアの方がご自宅を訪問しておこなう軽度な支援です。

応募要件

- ★ 生活援助を提供する住民が5名以上いる団体であること。
- ★ 住民の自主活動であること。（有償・無償ボランティア）

補助額

- 月額上限 3万円 ※別に加算もあります。
- ★ 活動に要する費用によって異なります。
- ★ 飲食代、ボランティアへの報酬、工事等にはあてられません
- ※ 詳しくは「生活支援コーディネーター」までお問い合わせください。

生活支援コーディネーターとは・・・

住民主体による介護予防や生活支援の充実を目的に、様々な関係者と連携しながら助け合いの地域づくりを推進する調整役です。市では、本事業を八王子市社会福祉協議会に委託し、12名の生活支援コーディネーターが助け合いの活動を応援しています。



【お問い合わせ】

八王子市社会福祉協議会 支えあい推進課（ボランティアセンター）Tel：649-8477

社会福祉協議会による 町会・自治会への支援策

八王子市社会福祉協議会
支えあい推進課・市民力支援課
横山町11-2金子ビル4階ボランティアセンター内
TEL: 649-8477

社会福祉協議会は社会福祉法に基づき、八王子における地域福祉の向上を市民の皆さまや各種団体と協働して推進している社会福祉法人です。

町会・自治会などが行う福祉活動を支援する専任職員（コミュニティソーシャルワーカーや生活支援コーディネーター）を地域ごとに配置しておりますので、お気軽にご相談ください。

圏域	町自連地区連合	地域福祉推進拠点
北部	東北部・加住	石川(石川事務所2階) TEL649-3390
西部	元八・恩方・川口	川口(川口事務所2階) TEL652-9116
西南部	横山南・横山北・浅川	浅川(浅川市民センター1階) TEL629-9444
中央	本庁地区※	大和田(大和田市民センター3階) TEL649-3228
東南部	北野・由井	由井(由井市民センター1階) TEL683-2111
東部	由木・鎌水尾根	由木(由木中央市民センター1階) TEL670-9885
	由木(東中野、大塚、鹿島、松が谷)	由木東(由木東事務所内) TEL682-4885

※中部、東部、元横、東南部、中央部、南部、西部第1、西部第2、西部第3、本町、中央
・主な支援策

(1)居場所づくりや支えあいの仕組みづくりへの支援

サロン活動をはじめとする地域の居場所や支えあいの仕組みづくりは、地域住民の交流の場、助け合いの場として重要です。住民主体の地域福祉活動を推進していくうえで、今後も積極的に取り組んでいきます。

①活動資金の助成（審査あり）

会場の借上料やコピー代、消耗品代等の活動費を助成します。

②安全安心な活動環境の整備

安心して活動できるように、活動中の事故や怪我への傷害補償・損害賠償保険のご案内などを行っています。

③情報提供

活動に役立つ制度や情報の提供をはじめ、活動状況を市民の皆さまへ周知するため各種広報誌やホームページへ掲載するほか、居場所や支えあいの仕組みに関わる課題についての意見交換会や学習会を行っています。

(2)地域ささえあい助成金

つながりあい、支えあうまちづくりを目指して、住民参加や交流を促す活動に助成金を出しています。 ※申請方法など、詳しいことは窓口となる市民力支援課（電話648-5776）までお問い合わせください。

（事業例）助け合いによる支援組織の立ち上げ事業・防災キャンプ、健康生きがい仲間づくり活動事業 など

※社協が独自に実施する事業経費には、町会・自治会の皆さまにご協力いただき、寄せられた会員会費や寄付金を活用しています。また、会員会費や赤い羽根共同募金では協力に対する手数料として還元を行っています。



町会・自治会活動関係所管一覧

～市役所を利用して、地域活動に役立てよう～

町会・自治会活動に関わる所管の問い合わせ先一覧です。
お気軽にお問い合わせください。

■市役所担当課

部課名（施設名）	電話番号	問い合わせ内容	
八王子市役所	626-3111	市役所代表電話	
協働推進課	620-7401	集会施設整備補助金、公衆街路灯の補助金、地縁団体の認可など	
防犯課	620-7395	防犯パトロール用品の貸与など	
防災課	620-7207	自主防災組織の設立、防災資器材の助成など	
市民生活課	620-7227	市営霊園の管理、市民法律相談など	
福祉政策課	620-7241	災害時に避難の手助けが必要な方（避難行動要支援者）を地域で支えるしくみ、AEDの貸出など	
高齢者いきいき課	620-7243	高齢者の活動支援、シニアクラブなど	
高齢者福祉課	620-7244	高齢者の相談、高齢者あんしん相談センターなど	
生活衛生課（保健所内）	645-5113	狂犬病予防、飼い主のいない猫対策、ペットに関する相談など	
児童青少年課	620-7435	青少年関連など	
水環境整備課	620-7291	水辺の水護り制度など	
ごみ減量対策課	620-7256	資源集団回収など	
戸吹清掃事業所	691-2891	浅川（南浅川）の北側地域	各該当地域におけるごみの収集や不法投棄の対策など
館清掃事業所	665-2531	浅川（南浅川）の南側地域	
南大沢清掃事業所	674-0551	市内多摩ニュータウン地域	
ごみ総合相談センター	0570-550-530 696-5377	ごみの出し方についての相談など	
公園課	620-7269	公園の維持管理、公園アドプト制度など	
路政課	620-7273	道路アドプト制度など	
補修センター	625-3526	市道に関するカーブミラー、街路樹、道路照明灯の維持管理など	

■その他団体など

団体名（施設名）	電話番号	問い合わせ内容	
町会自治会連合会	673-4680	地区相互の情報交換、自治会活動賠償責任保険など	
社会福祉協議会 支えあい推進課・市民力支援課 （ボランティアセンター）	649-8477	サロン活動支援、赤い羽根共同募金、地域ささえあい助成金、地域福祉推進拠点など	

町自連